

議案第 16 号

佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市青年館設置及び管理に関する条例（昭和40年佐倉市条例第35号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表米戸青年館の項から堀の内青年館の項まで及び神門青年館の項から天辺青年館の項までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。